



生鮮食品、添加物、業務用食品等 に関する用語の整理について

平成26年5月12日

消費者庁食品表示企画課

目次

- 生鮮食品、添加物、業務用食品等に関する用語の整理等について・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 食品表示基準における用語の使用の考え方について・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 食品表示基準における用語の整理の具体例・・・・・・・・・・・・・・ 6

生鮮食品、添加物、業務用食品等に関する 用語の整理等について

●現行の食品衛生法、JAS法、健康増進法に基づく表示の基準相互間においては、必ずしも用語が統一的に使われているとは限らない(※)。

※ 具体的には、6～9頁を参照。

●これら3法に基づく基準を統合する食品表示基準においては、用語の使い方が異なる点を整理・検討し、統一的な規定ぶりしたい。

●本資料においては、用語の使い方が異なる主な点について整理・検討する。

(注) 食品以外の用語及び食品に関する用語(生鮮食品、添加物、業務用食品に関するもの)については、本調査会で提案し、食品に関する用語(加工食品に関するもの)については、加工食品の表示に関する調査会で提案する。

食品表示基準における用語の使用の考え方について①

●用語の整理の基本的方針

(ア)	異なる用語(用語Aと用語B)が類似の意味を表している場合 例:「水産物」「鮮魚介類」	→ 使い分けを含めて検討
(イ)	異なる用語(用語Aと用語B)が同じ意味を表している場合 例:「食品添加物」「添加物」	→ 用語をどちらかに統一
(ウ)	同じ用語が異なる意味を表している場合 例:「食肉」(JAS法の「食肉」は、食品衛生法の「食肉製品」と「食肉」のどちらも示す意味を持つ点で、食品衛生法の「食肉」よりも広い意味を有する。)	→ 意味をどちらかに統一

食品表示基準における用語の使用の考え方について②

●(ア)【使い分けを含めて検討】の整理の考え方

- ・異なる用語それぞれが示す意味を改めて確認し、その内容の違いに留意して、現行の用語のまま、使い分けを維持することを検討する。
- ・検討の結果、用語を統一しても義務範囲が変更されず特段使い分ける必要性がない場合や、食品表示法における用語と統一するため使い分けるべきでない場合など、用語の使い分けが妥当でない場合は、どちらかに統一する。

●(イ)【用語をどちらかに統一】と(ウ)【意味をどちらかに統一】の整理の考え方

- ・すでに食品表示法や食品衛生法などの法律に定義がある用語や使用されている用語は、その意味を採用する。また、他の関係法令との関係で齟齬が生じないように留意する。
- ・どちらに統一すべきかの理由に乏しい場合は、世間でより認知されていると思われる用語や、一般的になじみがあると思われる用語に整理する。

食品表示基準における用語の整理 の具体例

食品表示基準における用語の整理(ア) (具体例)

(ア)異なる用語(用語Aと用語B)が類似の意味を表している場合→ 使い分けを含めて検討

JAS法	食品衛生法	健康増進法	食品表示基準
水域	海域又は湖沼	—	水域 【理由】一般的に、「水域」の方が平易でわかりやすいと考えられる。また、食品表示基準では水産物全般についてその原産地や原料原産地を表示する義務を課すことから、水産物一般に使用できる「水域」を使用すべきである。なお、食品衛生法は「海域又は湖沼」で採取された生かきに限って表示義務を課す趣旨ではなく、広義の「水域」という用語を使用しても義務範囲が変わるものではないため、問題ない。
塩蔵、塩漬け、塩漬(えんせき)	塩漬け	—	「塩蔵」、「塩漬け」、「塩漬(えんせき)」を使い分ける。 【理由】「塩蔵」とは、保存性を高めるという点で「塩漬け」よりも狭い意味であると考えられる。また、「塩漬(えんせき)」については、畜産物缶詰及び畜産物瓶詰品質表示基準で「食塩及び発色剤に香辛料等を加え又は加えないで調製したものに食肉を漬けこむこと」と定義されており、使い分けが必要である。
製造業者	製造者	—	製造者 【理由】食品衛生法においては、業としてではなく食品や添加物を販売する者も含めて「製造者」という用語を使用。食品表示基準においても、食品関連事業者以外の者について規定するため、同じ用語を使用できるようにすべきである。
水産物、魚介類	鮮魚介類	—	「水産物」と「魚介類」を使い分ける。 【理由】水産物は海藻類を含む点で、魚介類よりも広い意味を有し、区別して使用する意義がある。「鮮魚介類」については、現行の食品衛生法の表示に関しては、いきのよいものに限られているわけではないので、「魚介類」に統一する。

食品表示基準における用語の整理(イ) (具体例)

(イ)異なる用語(用語Aと用語B)が同じ意味を表している場合→ 用語をどちらかに統一

JAS法	食品衛生法	健康増進法	食品表示基準
容器又は包装	容器包装	容器包装	容器包装 【理由】食品衛生法第4条第5項において、「容器包装」とは、「食品又は添加物を入れ、又は包んでいる物で、食品又は添加物を授受する場合そのまま引き渡すもの」というとされており、JAS法の「容器又は包装」と健康増進法の「容器包装」も、同様の意味であると考えられる。
食品添加物	食品添加物、添加物	—	添加物(販売の用に供する添加物についての表示のみ、「食品添加物の文字」) 【理由】JAS法では、全ての添加物に「食品添加物」という用語を使用している。食品衛生法では、法の定義同様に基本的に「添加物」という用語を使用しているが、販売の用に供する添加物についてのみ「食品添加物の文字」を表示することと規定している。
見やすい箇所	見やすい場所、見やすい箇所	見やすい場所	見やすい箇所 【理由】食品表示法第8条においては、「事務所、事業所その他の場所に立ち入り」との規定があることから、場所は容器包装内よりも広いところを表す用語として使用すべきである。 なお、当該整理とは別に、生鮮食品について、容器包装以外に表示する際の「店舗内の近接したところ」を表す場合は、より広いところを指していることから、引き続き、「場所」を使用することとする。
遺伝子組換え農産物	組換えDNA技術応用作物	—	遺伝子組換え農産物 【理由】一般的に、「遺伝子組換え農産物」の方が世間で認知されていると考えられる。また、仮に「組換えDNA技術応用作物」に統一すると、JAS法の「特定遺伝子組換え農産物」についても用語変更をする必要性が生じる。用語変更は最小限にした方がよいため、「遺伝子組換え農産物」を採用する。

食品表示基準における用語の整理(ウ) (具体例)

(ウ) 同じ用語が異なる意味を表している場合→ 意味をどちらかに統一

JAS法	食品衛生法	健康増進法	食品表示基準
送り状、納品書、規格書	送り状	—	JAS法の「送り状」、「納品書」、「規格書」を使用する。 【理由】取引の際には、「送り状」のほか、「納品書」「規格書」といったタイトルを付した資料をやりとりをすることが通常であることから、世間一般によりなじみがあると考えられるJAS法の「送り状」「納品書」「規格書」の用語を採用する。
主な原材料 (原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位3位までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が5%以上のもの) ※遺伝子組換え表示に関する用語。	主な原材料 (原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位3位までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が5%以上のもの) ※遺伝子組換え表示に関する用語。	—	JAS法と食品衛生法(遺伝子組換え表示)の「主な原材料」を使用し、JAS法(原料原産地)の「主な原材料」は「原産地表示原材料」とする。 【理由】遺伝子組換え表示に関する用語としては、JAS法、食品衛生法の双方において使用されている一方、原料原産地表示に関する用語としては、JAS法においてのみ使用されていることから、用語変更を最小限とする観点から、後者について「原産地表示原材料」という用語を使用することとする。
主な原材料 (原材料に占める重量の割合が最も多い生鮮食品で、かつ、当該割合が50%以上であるもの) ※原料原産地表示に関する用語。			